

6. 資 格 取 得

教育職員免許状取得について

1. 学部学生の教育職員免許状の取得について

〈はじめに〉

近年、小・中・高等学校等教員の資質の向上が問われています。とりわけ、低学年・身体の不自由な者等の児童・生徒への対応が肝要とされ、このこともあって、小・中学校の教育職員免許状を取得するためには、単に教育実習のみならず、「介護等体験」の実習を受けることが義務づけられました。

小・中・高等学校等の教育職員となるには、教科に関する専門科目の修得はもとより、教育を行うための基本となる教職に関する専門科目の修得が必要で、人間性豊かな資質を涵養することが極めて重要とされています。

これらのことを念頭において、教育職員免許状を取得しようとする者は、安易に教員の資格を取得するためと言ったことでなく、将来、教育職員を目指す強い意志をもって、必要な科目を履修する必要があります。

- (1) 大学以外の教育職員として教育職に従事するためには、教育職員免許法及び同法施行規則に定めるところに従って、免許状の取得に必要な科目を修得しなければなりません。

本学部学生で取得可能な教育職員免許状の種類は別表1に掲げたとおりです。

なお、教育職員免許状の取得に必要な科目の一つとして「教育実習」がありますが、教育実習を履修しようとする者は、卒業後に中学校・高等学校の教師として就職を目指す意志の強い者でなければ、中学校・高等学校における教育実習生として受け入れされない場合がありますので注意してください。

- (2) これらの免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な専門教育等の授業科目を履修しながら、教育職員免許法及び同法施行規則に規定されている必要な科目の単位を修得しなければなりません。

- ① 高等学校教諭一種免許状の取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」のうちの「教科に関する専門的事項」及び「大学が独自に設定する科目」は、大学の卒業に必要な授業科目（単位）の修得の範囲で可能な場合が大半です。
- ② 中学校教諭一種免許状（理科）の取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち実験に関する科目については、所属する学科に係る実験のほか、全ての分野の実験について修得しなければならないので、相当の努力が必要です。
- ③ 別表6の大部分は、学務部で開講される授業科目を修得しなければなりません。

- (3) 「教科及び教科の指導法に関する科目」及び別表6に定める科目は、教育職員免許法施行規則に定める科目の各区分の科目・単位を修得しなければなりません。

なお、教育職員免許法施行規則により、教育職員免許状の取得に共通した科目として、別表3に定める「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」を修得しなければなりません。

- (4) 別表1の教育職員免許状の種類に応じて、別表2により当該免許状の取得に必要な科目の単位数を確認してください。

(5) 別表4（中学校），別表5（高等学校）に定める「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法により，免許教科に関する科目ごとに定められた最低修得単位数（中学校28単位，高等学校24単位）を，学科ごとに定められた科目から修得してください。

(6) 別表6に定める科目の単位（中学校31単位，高等学校27単位）は各欄必要単位数に応じて修得してください。

(7) 教育実習について

教育実習の単位数は，事前・事後指導（中等教育事前・事後指導1単位），実習校での実習（中学校の免許状を取得する場合は，中学校教育実地研究A，B各2単位，高等学校の免許状を取得する場合は，高等学校教育実地研究2単位）からなっています。

- ① 教育実習の申込手続きについては，3年次の4月初旬に開催される説明会にて参加し，申込み，4年次で実習を行います。説明会の
- ② 開催については，掲示により通知します。
- ③ 事前・事後指導は，実習校での実習の前後に教育実習の一環として行われます。

(8) 介護等体験について

中学校の教育職員免許状を取得しようとする場合は，特別支援学校及び社会福祉施設において，7日間以上の介護等体験を行うことが義務づけられています。

本学部の学生は3年次に行います。2年次の11月に必要な手続き等について掲示により通知します。

(9) 教職科目「教職実践演習（中・高）」と「履修カルテの作成」について

「教職実践演習（中・高）」は4年次後期に履修します。「教職実践演習（中・高）」を履修するにあたり，教員免許取得に必要な科目の履修を始めてから「教職実践演習（中・高）」の授業を受けるまでの間に，各自が教員になる上での自身の課題や教員免許取得に必要な科目の修得・理解状況などを把握するために「履修カルテ」を作成します。各自が作成した「履修カルテ」は4年次前期に理学研究科教務学生係へ提出します。

(7)，(8)，(9)については，神戸大学教職課程専門委員会作成の「神戸大学【教職課程ハンドブック】」を事前によく読んでおいてください。

(10) 担当窓口について

学務部で開講する授業科目に関すること，教育実習・介護等体験については，学務部教育推進グループが担当窓口となっています。

教育職員免許状の取得に必要な科目の修得・履修方法等に関することについては，理学研究科教務学生係に問い合わせてください。

(11) 教育職員免許状授与申請について

卒業時における教育職員免許状の授与申請は，教員免許取得希望者からの申請に基づいて，大学から兵庫県教育委員会に一括して行います。

詳細については4年次の12月頃，掲示により通知しますので注意してください。

【別表 1】 理学部で取得できる免許状の種類

学 科	教育職員免許状の種類	免許教科
数 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数 学
物 理 学 科 化 学 科 生 物 学 科 惑 星 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科

【別表 2】 免許状取得のための基礎資格と最低修得単位数

免許状の種類 所要資格		中学校教諭		高等学校教諭	
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状
基礎資格		修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること
大学における最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目	28	28	24	24
	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	10	10
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	10	8	8
	教育実践に関する科目	7	7	5	5
	大学が独自に設定する科目	28	4	36	12

上記の他、別表 3 に定める「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」を修得しなければなりません。

【別表 3】 全学科に共通で取得が必要な科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目			
免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科 目 区 分	単位数	授 業 科 目	単位数
日本国憲法	2	○ 日本国憲法 1 ○ 日本国憲法 2	1 1
体 育	2	○ 健康・スポーツ科学実習基礎 ○ 健康・スポーツ科学実習 1 ○ 健康・スポーツ科学実習 2	1 0.5 0.5
外国語コミュニケーション	2	○ Academic English Literacy A1 ○ Academic English Literacy A2 ○ Academic English Literacy B1 ○ Academic English Literacy B2	0.5 0.5 0.5 0.5
情報機器の操作	2	○ 情報基礎 ○ 情報科学 1 ○ 情報科学 2	1 1 1

注. ○印は免許法上の指定科目（必修）を示す。

【別表４】 中学校教諭の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位修得方法

免許教科	教科及び教科の指導法に関する科目		最低修得単位数	
数 学	教科に関する専門的事項	代 数 学	20単位	計 28 単 位
		幾 何 学		
		解 析 学		
		「確率論，統計学」		
		コ ン ピ ュ ー タ		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		8単位	
理 科	教科に関する専門的事項	物 理 学	20単位	計 28 単 位
		物理学実験（コンピュータ活用を含む。）		
		化 学		
		化学実験（コンピュータ活用を含む。）		
		生 物 学		
		生物学実験（コンピュータ活用を含む。）		
		地 学		
		地学実験（コンピュータ活用を含む。）		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		8単位	

【別表５】 高等学校教諭の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位修得方法

免許教科	教科及び教科の指導法に関する科目		最低修得単位数	
数 学	教科に関する専門的事項	代 数 学	20単位	計 24 単 位
		幾 何 学		
		解 析 学		
		「確率論，統計学」		
		コ ン ピ ュ ー タ		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		4単位	
理 科	教科に関する専門的事項	物 理 学	20単位	計 24 単 位
		化 学		
		生 物 学		
		地 学		
		「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）, 化学実験（コンピュータ活用を含む。）, 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）, 地学実験（コンピュータ活用を含む。）」		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		4単位	

【別表6】 教育職員免許状取得に係る科目の単位（「教科及び教科の指導法に関する科目」を除く）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			履修方法等
科 目	各科目に含める必要事項	単位数	授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理 教育史	2	2	2単位必修
	・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論（中・高）	2		2単位必修
	・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育行政学（中・高）	2		2単位必修
			教育経営学（中・高）		2	
	・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		心の発達と教育1（学習・言語心理学1） 心の発達と教育2（教育・学校心理学1） 青年心理学	1 1	2	2単位必修
	・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		中等特別支援教育論	2		2単位必修
	・ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		中等カリキュラム論	2		2単位必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・ 道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	中等道徳教育論		2	中一種のみ2単位必修
	・ 総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の指導法（中・高）	2		2単位必修
	・ 特別活動の指導法		中等特別活動指導論	2		2単位必修
	・ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		中等学習指導論	2		2単位必修
	・ 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		中等生徒指導論	2		2単位必修
	・ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		中等学校教育相談	2		2単位必修
	教育実践に関する科目		・ 教育実習	中 5	中等教育事前・事後指導	1
高 3		中学校教育実地研究A		2	}	中一種は4単位必修、 高一種は2単位必修
		中学校教育実地研究B		2		
		高等学校教育実地研究		2		
・ 学校体験活動						
・ 教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		2単位必修	
	合 計		中 27 高 23	合 計		中一種 31 高一種 27
(免許法施行規則に定める最低修得単位数)			(本学での最低修得単位数)			

注1. 科目名の最後に1もしくは2の記載がある科目は、同科目名1・2をセットで修得すること。

注2. 教育職員免許状取得に係る科目（別表3を除く）は、「教科又は教科に関する指導法に関する科目」のうちの「教科に関する専門的事項」に該当する科目を除き、履修科目の登録の上限には算入されない。

教科及び教科の指導法に関する科目表（数学科）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科 目 区 分		単位数	開設授業科目	単位数		履 修 方 法
				必修	選択	
教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	代 数 学	中 28 高 24	代数学 1・同演習	4		
			代数学 2		2	
			代数学 3・同演習		4	
			代数学 4		2	
			代数学 5		2	
			表現論		2	
			線形代数 1		1	
			線形代数 2		1	
			線形代数 3		1	
			線形代数 4		1	
			線形代数 5	2		
	幾 何 学		幾何学 1・同演習	4		
			幾何学 2・同演習		4	
			幾何学 3		2	
			幾何学 4		2	
			幾何学 5		2	
			数学要論 1 a	1		
			数学要論 1 b	1		
			数学要論 2・同演習	4		
	解 析 学		解析学 1 a		1	
			解析学 1 b		1	
			解析学 2 a		1	
			解析学 2 b		1	
			微分積分 1	1		
			微分積分 2	1		
			微分積分 3	1		
			微分積分 4	1		
			解析学 3・同演習		4	
		解析学 4・同演習		4		
		解析学 5・同演習		4		
		解析学 6		2		
		解析学 7・同演習		4		
		解析学 8		2		
		解析学特論 1		2		
		解析学特論 2		2		
	「確率論，統計学」	確率論入門	2			
		確率論		2		
		統計学		2		
	コンピュータ	計算数学 1・同演習	4			
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		数学科教育論 A	2		○中一種 数学科教育論 A～D8単位 全て必修 ○高一種 数学科教育論 Aを含め4単位 選択必修	
		数学科教育論 B		2		
		数学科教育論 C		2		
		数学科教育論 D		2		

注 1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注 2. 「大学が独自に設定する科目」として中一種 4 単位、高一種 12 単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【別表 6】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

＜必要合計単位数＞

「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳、総合的な学習の自担当の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」，「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が中一種、高一種ともに 59 単位以上必要

教科及び教科の指導法に関する科目表（物理学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科 目 区 分	単位数	開設授業科目	単位数		履 修 方 法
			必修	選択	
教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	物 理 学	古典力学Ⅰ		1	
		古典力学Ⅱ		1	
		剛体の力学		2	
		現代物理学Ⅰ	1		
		現代物理学Ⅱ	1		
		古典電磁気学Ⅰ		1	
		古典電磁気学Ⅱ		1	
		電磁気学Ⅰ		2	
		熱統計物理学		2	
		統計物理学Ⅰ		2	
		統計物理学Ⅲ		2	
		物理数学Ⅰ		2	
		物理数学Ⅲ		2	
		量子力学Ⅰ		2	
		量子力学Ⅲ		2	
		物理実験学		2	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験Ⅰ	1.5		
		物理学実験Ⅱ	1.5		
		物理学実験Ⅲ		1.5	
		物理学実験Ⅳ		1.5	
		物理学実験Ⅴ		1.5	
		物理学実験Ⅵ		1.5	
	化 学	物理学科化学概論	2		
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	化学実験 1	1		
		化学実験 2	1		
	生 物 学	物理学科生物学概論	2		
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物学実験 1	1		
		生物学実験 2	1		
	地 学	物理学科地学概論	2		
	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	地学実験 A	1		
		地学実験 B	1		
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	理科教育論 A	2		○中一種 理科教育論 A～D 8単位全 て必修 ○高一種 理科教育論 A, 理科教育論 B の 4単位必修
		理科教育論 B	2		
		理科教育論 C		2	
		理科教育論 D		2	

注 1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注 2. 高等学校免許状のみ取得する場合、実験科目は、「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験から、いずれかを選択し、それぞれの履修方法に従って履修すること。

注 3. 「大学が独自に設定する科目」として中一種4単位、高一種12単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【別表 6】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳・総合的な学習の自担当の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が中一種、高一種ともに59単位以上必要

教科及び教科の指導法に関する科目表（化学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科 目 区 分	単位数	開設授業科目	単位数		履 修 方 法
			必修	選択	
教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	物 理 学	化学科物理学概論	2		
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験	2		
	化 学	化学熱力学Ⅰ－１	1		無機化学基礎1および2 (合計2単位) , 有機化学基礎1および2 (合計2単位) からいずれか2単位選 択必修
		化学熱力学Ⅰ－２	1		
		化学熱力学Ⅱ－１	1		
		化学反応論 1	1		
		量子化学Ⅰ－１	1		
		量子化学Ⅰ－２	1		
		量子化学Ⅱ－１	1		
		量子化学Ⅱ－２	1		
		無機化学基礎 1		1	
		無機化学基礎 2		1	
		無機化学Ⅰ－１	1		
		無機化学Ⅰ－２	1		
		無機化学Ⅱ－１	1		
		無機化学Ⅱ－２	1		
		分析化学Ⅰ－１	1		
		分析化学Ⅰ－２	1		
		有機化学基礎 1		1	
		有機化学基礎 2		1	
		有機化学Ⅰ－１	1		
		有機化学Ⅰ－２	1		
		有機化学Ⅱ－１	1		
		有機化学Ⅱ－２	1		
		有機化学Ⅲ－１	1		
		有機化学Ⅲ－２	1		
		生物化学Ⅰ－１	1		
		生物化学Ⅰ－２	1		
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	化学実験 1	1		
		化学実験 2	1		
		化学実験Ⅰ	8		
		化学実験Ⅱ	6		
	生 物 学	化学科生物学概論	2		
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物学実験 1	1		
		生物学実験 2	1		
	地 学	化学科地学概論	2		
	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	地学実験 A	1		
		地学実験 B	1		
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	理科教育論 A	2		○中一種 理科教育論 A～D 8単位全 て必修 ○高一種 理科教育論 A, 理科教育論 B の4単位必修
		理科教育論 B	2		
		理科教育論 C		2	
		理科教育論 D		2	

注 1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注 2. 高等学校免許状のみ取得する場合、実験科目は、「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験から、いずれかを選択し、それぞれの履修方法に従って履修すること。

注 3. 「大学が独自に設定する科目」として中一種4単位、高一種12単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【別表 6】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳、総合的な学習の自担当の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」，「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が中一種、高一種ともに59単位以上必要

教科及び教科の指導法に関する科目表（生物学科）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科 目 区 分		単位数	開設授業科目	単位数		履 修 方 法
				必修	選択	
教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	物 理 学	中 28 高 24	生物学科物理学概論	2		
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)		物理学実験	2		
	化 学		生物学科化学概論	2		
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)		化学実験 1	1		
			化学実験 2	1		
	生 物 学		細胞生物学基礎 1	1		
			細胞生物学基礎 2	1		
			生化学基礎 1	1		
			生化学基礎 2	1		
			分子生物学基礎 1	1		
			分子生物学基礎 2	1		
			発生遺伝学基礎 1	1		
			発生遺伝学基礎 2	1		
			動物生理学基礎 1	1		
			動物生理学基礎 2	1		
			植物生理学基礎 1	1		
			植物生理学基礎 2	1		
			進化系統学基礎 1	1		
			進化系統学基礎 2	1		
			生態学基礎 1	1		
生態学基礎 2		1				
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物学演習Ⅰ	2				
	生物学演習Ⅱ	2				
	生物学実験ⅠA	2				
	生物学実験ⅠB	2				
	生物学実験ⅡA	2				
	生物学実験ⅡB	2				
	生物学実験ⅡC	2				
	生物学実験ⅢA	2				
生物学実験ⅢB	2					
生物学実験ⅢC	2					
地 学	生物学科地学概論	2				
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	地学実験A	1				
	地学実験B	1				
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		理科教育論A	2	2 2	○中一種 理科教育論A～D8単位全 て必修 ○高一種 理科教育論A, 理科教育論 Bの4単位必修	
		理科教育論B	2			
		理科教育論C				
		理科教育論D				

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 高等学校免許状のみ取得する場合、実験科目は、「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験から、いずれかを選択し、それぞれの履修方法に従って履修すること。

注3. 「大学が独自に設定する科目」として中一種4単位、高一種12単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【別表6】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の自担当の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が中一種、高一種ともに59単位以上必要

教科及び教科の指導法に関する科目表（惑星学科）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科 目 区 分		単位数	開設授業科目	単位数		履 修 方 法
				必修	選択	
教科 に 関 す る 専 門 的 事 項	物 理 学	中 28 高 24	惑星学科物理学概論	2		
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)		物理学実験	2		
	化 学		惑星学科化学概論	2		
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)		化学実験 1	1		
			化学実験 2	1		
	生 物 学		惑星学科生物学概論	2		
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)		生物学実験 1	1		
			生物学実験 2	1		
	地 学		惑星学概論Ⅰ－1	1		
			惑星学概論Ⅰ－2	1		
			惑星学概論Ⅱ－1	1		
			惑星学概論Ⅱ－2	1		
			地球物質科学 1		1	
			地球物質科学 2		1	
			固体地球科学 1		1	
			固体地球科学 2		1	
			地球惑星進化学 1		1	
			地球惑星進化学 2		1	
			宇宙惑星科学 1		1	
			宇宙惑星科学 2		1	
			惑星物質科学 1		1	
			惑星物質科学 2		1	
			惑星物理学 1		1	
			惑星物理学 2		1	
			惑星学基礎Ⅳ－1		1	
			惑星学基礎Ⅳ－2		1	
			惑星学基礎Ⅳ演習		1	
			惑星学基礎Ⅴ－1		1	
			惑星学基礎Ⅴ－2		1	
			惑星学基礎Ⅴ演習		1	
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	惑星学実験実習の基礎Ⅰ	1				
	惑星学実験実習の基礎Ⅱ	2				
	惑星学実習 A		2			
	惑星学実習 B		2			
	惑星学実習 C		2			
	惑星学実習 D		2			
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		理科教育論 A	2		○中一種 理科教育論 A～D 8単位全 て必修 ○高一種 理科教育論 A, 理科教育論 B の 4単位必修	
		理科教育論 B	2			
		理科教育論 C		2		
		理科教育論 D		2		

注 1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注 2. 高等学校免許状のみ取得する場合、実験科目は、「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験から、いずれかを選択し、それぞれの履修方法に従って履修すること。

注 3. 「大学が独自に設定する科目」として中一種4単位、高一種12単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【別表 6】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

＜必要合計単位数＞

「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳・総合的な学習の自担当の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が中一種、高一種ともに59単位以上必要

2. 大学院生（前期課程）の教育職員免許状の取得について

（1）理学研究科博士課程前期課程で取得できる免許状の種類

学 科	教育職員免許状の種類	免許教科
数 学 専 攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数 学
物 理 学 専 攻 化 学 専 攻 生 物 学 専 攻 惑 星 学 専 攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理 科

（2）上記の免許状を取得するためには、次の基礎資格が必要です。

免許状の 種類 所要資格		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状	そ の 他
基礎資格		学士の学位を有すること	学士の学位を有すること	
大学 にお ける 最 低 修 得 単 位 数	教科及び教科の指導法に関する科目	28	24	左記のほか、教育 免許法施行規則第66 条の6に定める科目 を修得すること。 また、中学校の免 許状を取得しようと する者は、介護等体 験が義務づけられて いる。
	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	8	
	教育実践に関する科目	7	5	
	大学が独自に設定する科目	4	12	

（3）専修免許状の取得の要件

中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状を取得するためには、上記（2）の基礎資格および大学における最低修得単位数等を得た後、大学院の課程において、教育職員免許法第5条別表第1に定める「大学が独自に設定する科目」について24単位以上を修得することとされています。

理学研究科博士課程前期課程では、「教科及び教科の指導法に関する科目」に係る授業科目を開講しており、上記（2）の基礎資格および大学における最低修得単位数等を得た者が、各専攻で定められた授業科目から24単位以上を修得することにより、当該専攻で取得可能な免許状を前期課程修了時に取得することができます。

（4）教育職員免許状授与申請について

修了時における教育職員免許状の授与申請手続きは、教員免許取得希望者からの申請に基づいて、大学から兵庫県教育委員会に一括して行います。詳細については2年次の12月頃、掲示により通知しますので注意してください。

【数学専攻】（数学の教科又は教科の指導法に関する科目）

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
解析学Ⅰ	2	幾何学序論	4	構造数理特論Ⅱ	2
解析学Ⅱ	2	応用数学序論	4	応用数理特論Ⅰ	2
代数学	2	解析学統論	4	応用数理特論Ⅱ	2
幾何学	2	代数学統論	4	数学コミュニケーション序論	2
表現論	2	幾何学統論	4	数学コミュニケーション統論	2
計算情報数学	2	応用数学統論	4	現代数学概論	4
確率過程論	2	解析数理特論Ⅰ	2	現代数学特論	4
解析学序論	4	解析数理特論Ⅱ	2		
代数学序論	4	構造数理特論Ⅰ	2		

【物理学専攻】（理科の教科又は教科の指導法に関する科目）

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
物性論Ⅰ	4	電子物性学	2	素粒子理論Ⅱ	1
高エネルギー物理学Ⅰ	4	素粒子実験学Ⅰ	1	素粒子理論Ⅲ	1
理論物理学Ⅰ	4	素粒子実験学Ⅱ	1	宇宙論Ⅰ	2
量子ダイナミクス	2	素粒子実験学Ⅲ	1	宇宙論Ⅱ	2
低温物性学	2	素粒子実験学Ⅳ	1	量子物性Ⅰ	2
極限物性学	2	素粒子理論Ⅰ	2	量子物性Ⅱ	2

【化学専攻】（理科の教科又は教科の指導法に関する科目）

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
物理化学Ⅰ	2	有機化学Ⅱ	2	有機化学特論	2
物理化学Ⅱ	2	反応化学特論	2	生物化学特論	2
無機化学Ⅰ	2	物性物理化学特論	2	構造解析学	2
無機化学Ⅱ	2	無機・分析化学特論	2	理論生物化学	2
有機化学Ⅰ	2	溶液化学・生物無機化学特論	2		

【生物学専攻】（理科の教科又は教科の指導法に関する科目）

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
生体分子機構概論Ⅰ	2	生理学特論Ⅰ	2	神経生物学特論	2
生体分子機構概論Ⅱ	2	生理学特論Ⅱ	2	情報伝達機構特論	2
生命情報伝達概論Ⅰ	2	生化学特論Ⅰ	2	発生生物学特論Ⅰ	2
生命情報伝達概論Ⅱ	2	生化学特論Ⅱ	2	生物制御科学特論Ⅰ	2
生物多様性概論Ⅰ	2	細胞生物学特論	2	系統分類学特論	2
生物多様性概論Ⅱ	2	分子遺伝学特論	2	生態学特論	2

【惑星学専攻】（理科の教科又は教科の指導法に関する科目）

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
惑星学要論	4	惑星学詳論Ⅰ－Ⅱ	1	基礎惑星学特論Ⅲ	2
惑星学通論Ⅰ	1	惑星学詳論Ⅰ－Ⅲ	1	基礎惑星学特論Ⅳ	2
惑星学通論Ⅱ	1	惑星学詳論Ⅱ－Ⅰ	1	基礎惑星学特論Ⅴ	2
惑星学通論Ⅲ	1	惑星学詳論Ⅱ－Ⅱ	1	新領域惑星学特論Ⅰ	2
惑星学通論Ⅳ	1	基礎惑星学特論Ⅰ	2	新領域惑星学特論Ⅱ	2
惑星学詳論Ⅰ－Ⅰ	1	基礎惑星学特論Ⅱ	2	新領域惑星学特論Ⅲ	2

学芸員の資格取得について

惑星学科に所属する学生で学芸員の資格を取得しようとする者は、下記に掲げる科目を履修しなければならない。

記

令和3年度入学者用

博物館法施行規則に定める科目		本学で開講する授業科目		開講学部等
科目名	単位数	科目名	単位数	
生涯学習概論	2	ESD生涯学習論A	1	全学共通授業科目
		ESD生涯学習論B	1	
		社会教育計画論	2	国際人間科学部
博物館概論 (理学部学生は文学部開講分を受講)	2	博物館概論(a)	1	文学部
		博物館概論(b)	1	
		博物館概論	2	国際人間科学部
博物館経営論 (理学部学生は文学部開講分を受講)	2	博物館経営論(a)	1	文学部
		博物館経営論(b)	1	
		博物館経営論	2	国際人間科学部
博物館資料論 (理学部学生は国際人間科学部開講分を受講)	2	博物館資料論(a)	1	文学部
		博物館資料論(b)	1	
		博物館資料論	2	国際人間科学部
博物館資料保存論 (理学部学生は理学部開講分を受講)	2	博物館資料保存論	2	理学部
		博物館資料保存論(a)	1	文学部
		博物館資料保存論(b)	1	
博物館展示論	2	博物館展示論(a)	1	文学部
		博物館展示論(b)	1	
		博物館展示論	2	国際人間科学部
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論(a)	1	文学部
		博物館情報・メディア論(b)	1	
		博物館情報・メディア論	2	国際人間科学部
博物館教育論	2	博物館教育論	2	国際人間科学部
		博物館教育論(a)	1	文学部
		博物館教育論(b)	1	
博物館実習	3	博物館実習	3	理学部
計	19	計	19	

注1：博物館実習を履修できる者は、博物館実習以外の全ての単位を修得済又は履修中の者に限る。

注2：授業科目が上記以外の学部で開講されていれば特別な場合に限り履修できる。

注3：複数学部で開講している場合は、1つの学部で必要単位を修得すること。

※〇〇(a)と〇〇(b)の組み合わせで修得すること。

注4：今後「博物館法施行規則に定める科目」等が改正された場合、それに対応する授業科目は、惑星学科の内規で定める。